

①街なか空き店舗出店支援事業補助金

対象経費 補助率1/2 最大100万円

店舗改装工事費、什器・備品購入費、店舗移転費用、礼金・仲介手数料
出店時の宣伝・従業員募集広告費用

- ・小売業・サービス業（飲食業を含む）※
- ・主たる営業を日中に行い、土曜日又は日曜日に営業すること
- ・長期的な事業継続が見込めること

※公序良俗に反せずかつ街なかのにぎわい創出に資すると認められるものかつ予約制、
会員制など集客を限定するものでないこと

補助要件

対象物件 新型コロナウイルスの影響等を受けて空き店舗となったもので、概ね1か月以上
営業の用に供されていないもの（補助対象者が従前から所有する物件を除く）

②クリエイティブチャレンジ支援事業補助金 **新規創業者対象**

対象経費 補助率1/2 最大100万円

★店舗改装工事費、什器・備品購入費、店舗移転費用、礼金・仲介手数料
出店時の宣伝・従業員募集広告費用

★賃料 **最長3年 最大月額12万5千円**
補助率 1年目 5/12 2年目 3.5/12 3年目 1/6

- ・申請日において、創業から5年未満の者
- ・申請者自ら主体となって事業を営むこと
- ・主たる営業が夜間でないこと
- ・福島市創業支援事業計画における認定特定創業支援等事業による支援を受けた証明書
を有する者、又は認定支援機関等の指導を受けた事業計画を有する者、又はこれらと同等
と認められる者
- ・宗教的又は政治的意図を有した事業及び公序良俗に反する事業でないこと
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと

補助要件

対象物件 概ね1か月以上営業の用に供されていない店舗、事務所及び空き家（補助対
象者が従前から所有する物件を除く）

※詳細は福島市HPでご確認ください。～お問合せは下記まで～

福島市商工業振興課

〒960-8601 福島市五老内町3-1

TEL024-525-3720 受付日時 月～金（祝除く）8：30～17：15

裏面もご覧ください

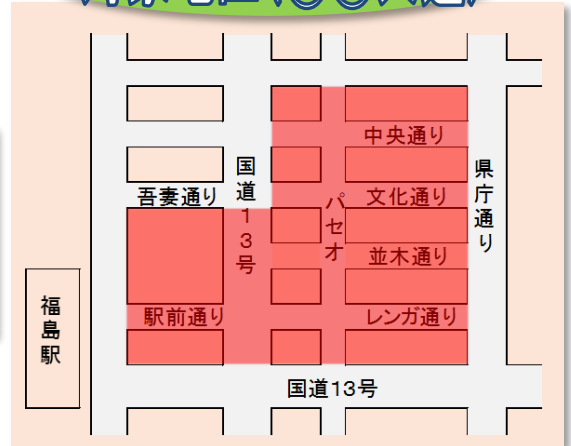
表面からの続き



その他の条件等

- ・補助金の交付を受けてから3年間は継続して営業すること
- ・商工会議所、商店街振興組合等に参加し、積極的に協力するよう努めること

対象地区(12共通)



申請書類

※対象地区、条件、申請書類の詳細は福島市HPでご確認ください。

- | | | |
|----------|---------------------|-------------------|
| ①交付申請書 | ⑤収支予算書 | ⑨賃貸借契約書又は売買契約書の写し |
| ②出店計画書 | ⑥誓約書 | ⑩設計図書(図面、仕様書) |
| ③事業計画書 | ⑦経歴書・身分証写または登記事項証明書 | ⑪工事見積書 |
| ④年次収支計画書 | ⑧完納証明書 | ⑫その他市長が必要と認める書類 |

※クリエイティブチャレンジを申請する場合は、他に開業届の写し(個人)及び許可証等の写し(許認可等を要する業種の場合)が必要となります。

※申請の際は必ずHPで要綱をご確認ください。

募集期間 R3 4月1日 木 ~ R4 1月31日 月

※予算がなくなり次第終了します。

併せてご確認ください

③活力ある商店街支援事業(空き店舗対策)

福島市・福島県による空き店舗への家賃補助制度になります。①、②とは別の制度になりますのでご注意ください。

	1年目	2年目	3年目
最大補助率	5/6以内	7/12以内	1/3以内
最大限度額	300万円(25万円/月)		

<注意事項>

- ・この制度は、家主との契約前に申請をする必要があります。
- ・対象期間は最長3年間ですが、交付決定は単年度ごとで、現状で補助を確約するものではありません。
- ・要件として、主たる営業を日中に行い、1階の路面店である必要があります。
- ・上記のほかにも要件がありますので、補助を御希望の場合は、必ず事前に下記まで御相談ください。
- ・クリエイティブチャレンジ支援事業における家賃補助との併用はできません。

(株)福島まちづくりセンター **③のお問合せはこちらへ**
 福島市大町4-15 チェンバおおまち2F
 TEL024-522-4841 受付日時 月~金(祝除く) 9:00~17:00